

12月定例会報告



富士見町議会
議長 織田昭雄



12月定例会は12月5日から12月16日までの12日間の日程で開催されました。

今定例会では子ども・

新年あけまして
おめでとうございます

輝かしい新春を迎える、謹んで初春のお慶びを申し上げます。

新しい年が富士見町に繁栄をもたらす素晴らしい年になりますよう心よりお祈り申し上げます。

平成二十七年度は町の第5次総合計画が策定される大切な年となります。議会としても町内の各地域の課題をしっかりと把握して、町の将来を皆さんと共に新しい町づくりを考え、富士見町の未来を引き継いでくれる子供たちが安心して住める町づくりを目指してまいります。また、今年の四月には統一地方選挙で議会も改選となります。

四年間を振りかえってみますといろいろとあります。ですが、議会が採択してきた幾つもの数ある議案も町の発展に繋がってきたこと、また、ご協力に感謝を申し上げます。

今年も町民の皆さまの変わらぬご支援とご指導、ご鞭撻の程を宜しくお願ひ申し上げます。

子育て支援新制度に基づく児童福祉法の改正による、放課後児童クラブの設備及び規定に関する条例を定めるものです。この条例で定める

基準は、利用する児童が衛生的な環境において、適切な訓練を受けた職員の支援を受けるための最低の基準です。施行は平成27年4月1日になります。

■特別職・一般職の給与に関する条例の一部改正

平成26年8月の人事院勧告に準拠した、特別職・一般職の給与に関する条例の改正です。

平成26年8月の人事院勧告に準拠した、特別職・一般職の給与に関する条例の改正です。

■指定管理者の指定について

（討論・議員提出の修正案については2・3ページをご覧ください）

0円となります。
（討論・議員提出の修正案については2・3ページをご覧ください）
（賛成多数で可決）

主な議案の 内容と審議結果

12月定例会

■富士見町放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準を定める条例

子ども・子育て支援新制度により、家庭において必要な保育を受けることが困難であることを「保育の必要性」として「認定」することが定められました。これに伴い「富士見町保育所条例」で定められている規定の一部を改正するもので

■平成26年度一般会計補正予算（第6号）

行政情報ネットワーク事業507万円、特定地域再生事業（テレワーカオフィス）397万円、農産物特産事業（ワインバー事業計画作成）288万円、老人福祉センター管理費178万円などが主な内容で予算総額は75億1278万1000

子育て支援新制度に伴う条例、指定管理者の指定、特別職・一般職の給与に関する条例の一部改正、平成26年度一般会計補正予算等、全21議案を審議しました。

賛成ではあるが、近い将来、都会の基準に合わせたものではなく、富士見らしい基準に改定すべきという討論がありました。

（全会一致で可決）

■平成26年度一般会計補正予算（第5号）の専決

12月14日に行われた衆議院選挙にかかる補正で歳入歳出それぞれ約850万円を追加するものです。（全会一致で承認）

富士見町福祉センター・富士見町・富士見町短期入所施設・富士見町清泉荘・デイサービスセンター・富士見町・富士見町清泉荘短期入所施設・富士見町・富士見町生活支援ハウス

指定管理者となる団体の名称

社会福祉法人富士見町社会福祉協議会

指定期間
平成27年4月1日から
平成37年3月31日

（全会一致で認定）